パブリック・コメント手続(意見募集)結果

横須賀市個人番号の利用に関する条例の 改正について

公表日

令和6年(2024年)2月7日(水)

お問い合わせ先:総務部総務課

電話 046-822-9474(直通)

横 須 賀 市



「横須賀市個人番号の利用に関する条例の一部改正について」 パブリック・コメント手続き(意見募集)の結果について

1 意見募集期間

令和6年(2024年)1月11日(木)から令和6年(2024年)1月31日(水)まで

2 意見の提出者数及び意見の件数

- (1)意見の提出者数 1人
- (2)意見の件数 5件

■意見の提出方法

提出方法	人数
直接持参	0人
郵送	0人
ファックス	0人
電子メール	1人
合計	1人

■意見の内訳

項目	件数
意見募集資料の掲載の仕方に関する意見	3件
その他、意見や要望等	2件
合計	5件

3 提出された意見の概要及びの横須賀市の考え方

(1) 意見募集資料の掲載の仕方に関する意見

番号	意見の概要	件数	市の考え方
1	番号法の改正について、 何が改正されたのかいち いち調べなくても解るよう に明記すべき。	1件	今後の意見募集に際しまして、 より分かりやすい資料作りに努 めてまいります。
2	「新たに規定される準法 定事務」が何なのか明記が ないので判断のしようがな い。	1件	「準法定事務」は、「主務省令で定めるもの」とされており(改正後の番号法第9条第1項)、国による主務省令の公布を待っている状況のため、具体例等について明記することができませんでした。 今後の意見募集に際しましては、判明している事項をできるだけ記載する等、より分かりやすい資料作りに務めてまいります。
3	施行日が明記されていないので判断のしようがない。	1件	施行期日については、今回の番号法改正の施行期日と同日としていますが、当該法改正の施行期日は、国による公布を待っている状況のため、明記することができませんでした。

(2) その他、意見や要望等

マイナンバー制度に関し 個人情報の取扱い	
ては政府行政のリスク管理が徹底しておらず、運用に関して全く信用できない。	、細心の がを行って マイナンバ に罰則規 番号法第

			地方公共団体の職員等に適用
			される規定もあります。
	内容のハッキリしないパ		今後の意見募集に際しまして、
2	ブリック・コメントにより進	1件	より分かりやすい資料作りに努
	めるのではなく、市民に対		めてまいります。
	して真摯な態度を求める。		